

産業廃棄物処理業者の実績報告に係る要綱

平成27年4月1日施行

改正 平成30年5月25日

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に定めるもののほか、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の適正な処理を推進する観点から、市長が産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者（以下「処理業者」という。）による産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分の実態を把握するために必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

(実績報告書の提出)

第3条 市長は、処理業者に対し、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、別記第1号様式から第4号様式までのうち該当する様式による実績報告書の提出を求めるものとする。

(実績報告書の活用)

第4条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書について集計等を行い、次の活用を図るものとする。

- (1) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る規制監視業務における基礎資料とすること。
 - (2) 八王子市及び東京都における産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る計画書、報告書等の作成の際の基礎資料とすること。
 - (3) 八王子市における産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の適正な処理のための基礎資料とすること。
- 2 前項第2号の東京都の基礎資料とするために、八王子市に提出があった報告書を協議により東京都に提供することができる。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年5月25日から施行する。